

# 国立感染症研究所試験検査依頼規程

〔昭和35年3月28日  
厚生省告示第82号〕

改正（前略）

〃	平成6. 3. 31	厚生省告示第145号
〃	平成9. 4. 1	同 第91号
〃	平成12. 3. 31	同 第148号
〃	平成18. 3. 31	厚生労働省告示第199号
〃	平成26. 3. 31	同 第35号
〃	平成27. 1. 16	同 第8号
〃	令和元. 5. 7	同 第2号
〃	令和元. 10. 1	同 第139号
〃	令和3. 1. 5	同 第3号

（通 則）

第一条 国立感染症研究所（以下「研究所」という。）が依頼を受けて行なう試験検査については、別に法令に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（試験検査）

第二条 研究所は、依頼により、次の各号に掲げる試験検査を行なう。

- 一 細菌、リケッチア、ウイルス、寄生虫、原虫及び衛生昆虫に起因する疾病の病原及び病因の検索に関する試験検査
- 二 培養基材の試験検査
- 三 生物学的製剤の力価、無菌、安全、毒性、混濁度及び発熱性物質に関する試験検査
- 四 抗菌性物質及びその製剤の力価、無菌、発熱性物質、毒性物質及び含湿度に関する試験検査
- 五 消毒剤の殺菌力に関する試験検査
- 六 殺虫剤の効力に関する試験検査
- 七 殺そ剤の効力に関する試験検査
- 八 食品衛生に関する細菌学的及び生物学的試験検査
- 九 前各号に掲げる試験検査のほか、国立感染症研究所長（以下「研究所長」という。）が必要と認めた試験検査

（試験検査の依頼）

第三条 試験検査を依頼しようとする者は、研究所長が定める様式による試験検査依頼書（正副二通）に、試験品又は検体及び試験検査手数料を添えて、研究所長に提出しなければならない。

(試験品等)

第四条 試験検査に必要な試験品又は検体の数量は、研究所長の定めるところによる。

- 2 試験品又は検体は、輸送又は保存期間中に、吸湿、腐敗、異物混入等により成分の組成に変化を生じないように調整し、適当な容器に入れなければならない。
- 3 試験品又は検体は、試験検査を行なった後においても、返還しない。

(試験検査手数料)

第五条 試験検査手数料の額は、別表第一に掲げる試験検査については、同表に定める額、同表に掲げる試験検査以外の試験検査については研究所長がその試験検査の難易に応じその都度定める額とする。

- 2 試験検査手数料は、試験検査依頼書にその額に相当する収入印紙をちょう付して納付するものとする。

(依頼の拒絶)

第六条 第三条の規定による試験検査の依頼があった場合において、研究所長が試験検査を行なうことができないと認めたとき、又は試験検査を行なうことを適当としないと認めたときは、その依頼に応じないことができる。

(試験検査結果の通知)

第七条 研究所長は、試験検査を行なったときは、その結果を試験検査成績書によって試験検査を依頼した者に通知するものとする。

- 2 前項の試験検査成績書の副本を請求しようとする者は、別記様式による試験検査成績書副本交付申請書に、別表第二に定める副本交付手数料を添えて、研究所長に提出しなければならない。
- 3 第五条第二項の規定は、前項の副本交付手数料の納付について準用する。

(依頼者の負担)

第八条 試験検査を依頼した者は、その請求により研究所の職員が試験検査のため出張するときは、当該職員の官職相当の旅費及び試験検査器具の運搬費を負担しなければならない。